　いの町長　　様

誓　約　書

　私は、いの町浄化槽設置整備事業補助金の交付を申請するにあたり、各法令を遵守し以下の項目を守ることを誓います。

設置場所　：　吾川郡いの町

* 使用開始報告書の提出
* 浄化槽の保守点検及び維持管理
* 浄化槽の清掃
* 法定検査の受検
* 下水道の供用が開始された場合の下水道への接続

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　電話番号

**使用開始報告書**

浄化槽管理者は当該浄化槽の使用開始の日から三十日以内に環境省令で定める事項を記載した報告書を中央西福祉保健所に提出しなければなりません。

**浄化槽の保守点検及び維持管理**

浄化槽の保守点検及び維持管理については、高知県の登録業者に委託する必要があります。分離接触ばっ気、嫌気ろ床接触ばっ気、脱窒ろ床接触ばっ気、新合併その他については４ヶ月に１回以上の保守が必要です。浄化槽の正常な機能を維持するために浄化槽の本体や付属部品の点検や機能の診断、汚泥の検査（30分間汚泥沈殿率など）及び調整、消毒薬の点検、補充などを行います。

**浄化槽の清掃**

浄化槽の機能を十分に発揮させるために法律に基づいた技術上の基準に従って、槽内の汚泥、汚物、異物その他機能上支障となるものを取り除き各装置の掃除を行う作業です。清掃は市町村の許可を受けている業者に依頼して、1年に1回清掃の実施が必要です。

**法定検査**

**７条検査**新たに設置された浄化槽については、浄化槽法第７条の規定により、その使用開始後３ヶ月を経過した時点から県知事が指定した検査機関(指定検査機関)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

**１１条検査**　すべての浄化槽について、浄化槽法第11条の規定により、７条検査の受検後、毎年１回、定期的に県知事が指定した検査機関(指定検査機関)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

**下水道が供用開始された場合の下水道への接続**

**下水道法第１０条**公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者は、遅延なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。